裁決
3 裁決の重要性

[日本語]

القضاء
٣- خطر القضاء

[اللغة اليابانية]

ムハンマド・ブン・イブラーヒーム・アッ＝トゥワイジリー

محمد بن إبراهيم التويجري

翻訳者: サイード佐藤

ترجمة: سعيد ساتو

校閲者: ファーティマ佐藤

مراجعة: فاطمة ساتو

海外ダアワ啓発援助オフィス組織（リヤド市ラブワ地区）

المكتب التعاوني للدعوة وتوعية الجاليات بالربوة بمدينة الرياض

1429 – 2008

３－裁決の重要性

１－裁決の主題は生命や財産や尊厳など人々の諸権利において、彼らの間に判決を下すということです。それゆえその重要性は非常なものであると言えます。というのも裁判官は係争中の者たちを裁く際、当事者のどちらか一方の自分に対する近親性や友人関係、また彼が自分にとって利益の望まれるような地位の持ち主だったり、あるいはその権力を恐れるような指導者的立場の者だったりすることで公正な裁決をし損ねる危険性があるからです。

2－裁判官はイスラーム法見解に関する知識と法典拠の研究、及び正答に到達することにおいて非常な精神的努力を払い、かつ身体的にも多大な労力を費やします。アッラーは彼が不正を犯さない限り彼と共にありますが､彼から生じる不正は全て彼自身に帰されます。

● 裁判官の種類とその任務：

１－至高のアッラーはこう仰られました： **- ダーウード（ダビデ）よ、われら（アッラーのこと）はあなたを地上における代理人とした。ゆえに人々の間を真理でもって裁くのだ。そして私欲を追求して、自らをアッラーの道から迷わせてはならない。実にアッラーの道から迷った者には清算の日を忘れたかどで、厳しい懲罰があるのだ。 ，**（クルアーン 38：26）

2－ブライダ（彼にアッラーのご満悦あれ）によれば、アッラーの使徒（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）は言いました：｢裁き手には 3 種類ある：内 2 人は地獄行きで、1 人が天国に入るのだ。（つまり）真理を知り、それでもって裁いた者は天国に入る。そして無知でもって人の間を裁いた者は地獄に入り、また判決において不正を働いた者もまた地獄に入るのだ。｣（アブー・ダーウードとイブン・マージャの伝承[1]）

3－アブー・フライラ（彼にアッラーのご満悦あれ）によれば、預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）は言いました：｢人の間の裁き手となる者は、刃物なしで屠られるようなものである[2]。｣（アブー・ダーウードとイブン・マージャの伝承[3]）

● 人を裁く権威を求めることに関して：

---

[1] 真正な伝承。スナン・アブー・ダーウード（3573）、スナン・イブン・マージャ（2315）。文章はイブン・マージャのもの。

[2] 訳者注：そこには非常な困難や苦労があることを示しているとか、またはその任務において遭遇した試練によって自らの宗教を損ねてしまう可能性があることを示しているなどとも解されています。

[3] 真正な伝承。スナン・アブー・ダーウード（3572）、スナン・イブン・マージャ（2308）。

人を裁く権威を求めたり、またそれを熱望したりするべきではありません。

預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）は言いました：「アブドッラフマーン・ブン・サムラよ、人を治める権威を求めるのではない。もし自ら要求してそれを獲得したのならば、あなたはそこにおいて助力を得られないであろう。しかしもし自ら要求することなくその任務を与えられたのなら、そこにおいて助力を授かろう。」（アル＝ブハーリーとムスリムの伝承[4]）

4 サヒーフ・アル＝ブハーリー（7147）、サヒーフ・ムスリム（1652）。文章はアル＝ブハーリーのもの。